

A0 入試・公募制推薦入試等合格者の方へ

【学納金の納入について】

合格者の方へ送付いたしました「合格者の手続きについて」のご案内をいたします。
入学金を除いた授業料等学納金の納入日について、下記の通り決定いたしました。

入学金を除いた授業料等学納金の納入日 2020年3月13日（金）まで

（募集要項の記載と同様になります）

入学金を除いた合計金額を前期と後期の2期に分け、前期に授業料（前期分）とその他の学納金、後期に授業料（後期分）を納入いただきます。

新入生の前期分授業料等は、本学指定振込依頼書にて、上記の期日までに納めてください。

後期授業料につきましては、入学後、10月上旬を目安に本学指定振込依頼書を送付いたします。前期分と後期分の一括納入を希望する場合は、2020年3月11日（水）までに入学予定のキャンパスの学生課までご連絡ください。

【高等教育の修学支援制度（給付奨学金）の申込手続きをされている方へ】

1. 対象者

「高等教育の修学支援新制度」を利用して国からの給付奨学金を受給することが決まっている方（給付奨学金の「採用者決定通知」をお持ちの方）、または「高等教育の修学支援新制度」を利用して給付奨学金を受給するために日本学生支援機構で申込手続きを済ませており、採用候補の決定通知を待っている方

2. 内容

入学手続き時には、入学金、前期授業料、施設設備費等の納入が必要になります。

対象者（給付奨学金申込者）には、次のような支援を行います。

- ・ 高等教育の修学支援制度の対象者は、入学時学納金（入学金、前期授業料、施設設備費等）の納入を **2020年5月末まで猶予**します。
- ・ 入学時学納金の納入時期については、入学後に改めてご連絡いたします。
(2020年5月頃の予定)

3. 手続きの流れ

「高等教育の修学支援新制度」を受けるためには、以下の手続きが必要となります。

- 1) 合格発表の書類が届き次第、高等教育の修学支援制度（給付奨学金）に申請をした旨を入学予定のキャンパスの学生課までご連絡下さい。

- 2) 申請書を提出 ※予め連絡を頂いている方のみ同封しております

「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」の書類に必要事項を記入・捺印した後、入学予定のキャンパスまで簡易書留等の授受の記録が残る配達手段で送付してください。

3) 「採用候補者決定通知」(コピー)の提出

採用候補者となった方には、高等学校を通じて「採用候補者決定通知」が交付されます。
(12月下旬交付予定)

「採用候補者決定通知」を受け取ったら、コピーを入学予定のキャンパス学生課宛に簡易書留等の授受の記録が残る配達手段で送付してください。

※ 下記期限までに「申請書」及び「採用候補者決定通知コピー」が提出されなかった場合は対象外となり、入学金を除いた授業料等学納金を2020年3月13日(金)までに納めていただきます。ご注意下さい。

【申請書・採用者候補決定通知コピー 提出先・提出期限】

提出先	群馬医療福祉大学	入学予定のキャンパスの学生課
	群馬医療福祉大学短期大学部	前橋キャンパス 学生課
提出期限	「申請書」・「採用候補者決定通知コピー」提出期限 2020年1月31日(金) ※必着	

4) 不採用となった場合

通知を入学予定のキャンパスへ郵送及び連絡をお願いいたします。

また入学金を除いた授業料等学納金は2020年3月13日(金)までに納めてください。

4. 入学後の手続きについて

採用候補者として決定した方は、入学後の日本学生支援機構へインターネットを通して「進学届」を提出する必要があります。手続きの方法は入学後、各キャンパスにて説明会を開催します。

・ 減免適用後の対応について

給付奨学金の支援区分に応じて、入学手続きに必要な費用を算出します。

給付奨学金の支援区分決定後、改めて入学手続きに必要な金額の学納金納入依頼書を作成する予定です。納入時期は、入学後にお知らせいたします。給付奨学金の支援区分によっては返還が生じる場合があります。

※1 既に入学金を納入していただいた場合は、減免適用後の金額を差し引いた学納金依頼書を作成します。(入学金・学納金)

※2 入学後、学校が指定する期日までに「進学届」等手続きを怠ると採用が取り消される場合があります。その場合は、通常の入学金・授業料等を後日請求いたします。

【問い合わせ先】

前橋キャンパス (社会福祉学部・短期大学部) 学生課 027-253-0294

藤岡キャンパス (看護学部) 学生課 0274-24-2941

本町キャンパス (リハビリテーション学部) 学生課 027-210-1294